

第 3 次
亀 山 市
ス ポ ー ツ
推 進 計 画
2022~2026



第3次亀山市スポーツ推進計画の策定にあたって



本市では、平成22年7月に世界保健機関（WHO）の健康都市連合へ加盟し、都市全体で市民の皆様の健康寿命を延ばす取組を進めながら、平成29年に策定した「第2次亀山市スポーツ推進計画」に基づき、亀山市スポーツ協会をはじめとする各種スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブなどとの協働により、市民一人ひとりが年齢、性別、体力、技術、目的、興味などに応じて活発にスポーツに取り組めるよう各種施策を展開し、亀山市らしいスポーツ文化を育んできました。

そのような中、令和3年に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、多くの国民が、選手たちの全力で競技に挑む姿やスポーツマンシップに感動を覚え、勇気と希望を与えられ、スポーツへの関心が益々高まるとともに、スポーツの価値が再認識されました。スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形で、スポーツ参画人口の拡大につながることが期待されます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がスポーツの分野にも大きな影響を及ぼし、令和3年に開催が予定されていた「三重とこわか国体・三重とこわか大会」は中止となりました。今後は、選手をはじめ多くの関係者が開催に向けて取り組んできたレガシーを活かした取組を進めていく必要があります。

この度策定した「第3次亀山市スポーツ推進計画」では、目指す姿を「市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます」とし、その具現化に向け、地域活性化やジュニアスポーツの機運向上などの新たな視点も加え、「スポーツ活動の充実」、「スポーツを支える力の促進」、「スポーツ文化の浸透」、「スポーツのまちづくりと拠点整備」という4つの柱を基本施策として位置づけました。

これらの施策の推進にあたっては、市民、各種スポーツ団体、学校、企業などあらゆる主体の皆様の一層のご理解とご協力をいただきながら、本市の最上位計画である第2次亀山市総合計画との整合を図り、様々なスポーツ施策を効果的・効率的に展開してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました亀山市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民・関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和4年3月

亀山市長

櫻井義之

目 次

第1章 第3次スポーツ推進計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 前計画の成果指標の検証結果と評価	3
1. 前計画の成果指標の検証結果	3
(1) スポーツ活動の充実	3
(2) スポーツを支える力の推進	4
(3) スポーツ文化の浸透	4
(4) スポーツの拠点整備	5
2. 前計画の評価	5
第3章 基本理念	6
1. 目指す姿	6
2. 基本施策	6
(1) スポーツ活動の充実	7
(2) スポーツを支える力の促進	7
(3) スポーツ文化の浸透	8
(4) スポーツのまちづくりと拠点整備	8
3. SDGs との関係	9
4. 施策の体系	10
第4章 施策の内容	11
1. 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実	11
2. 子どものスポーツ環境の充実	13
3. スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	15
4. スポーツ情報提供の充実	17
5. 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	19
6. スポーツを活用した地域活性化	21
7. スポーツ施設の整備と利用促進	23
第5章 推進体制	25
1. 計画の推進体制	25
2. 計画の評価と進行管理	25

参考資料.....	26
1. 亀山市スポーツ推進審議会条例.....	27
2. 亀山市スポーツ推進審議会委員名簿.....	30
3. 亀山市スポーツ推進計画の策定経過.....	31

第1章 第3次スポーツ推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

亀山市では、平成29年に「第2次亀山市スポーツ推進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、本市にふさわしいスポーツ文化を創造するため、様々なスポーツ施策に取り組んできました。また、世界保健機関（WHO）の健康都市連合に加盟する健康都市として、まち全体で健康寿命を延ばす取組を展開しながら、健康と密接な関係にあるスポーツの推進を図ってきました。

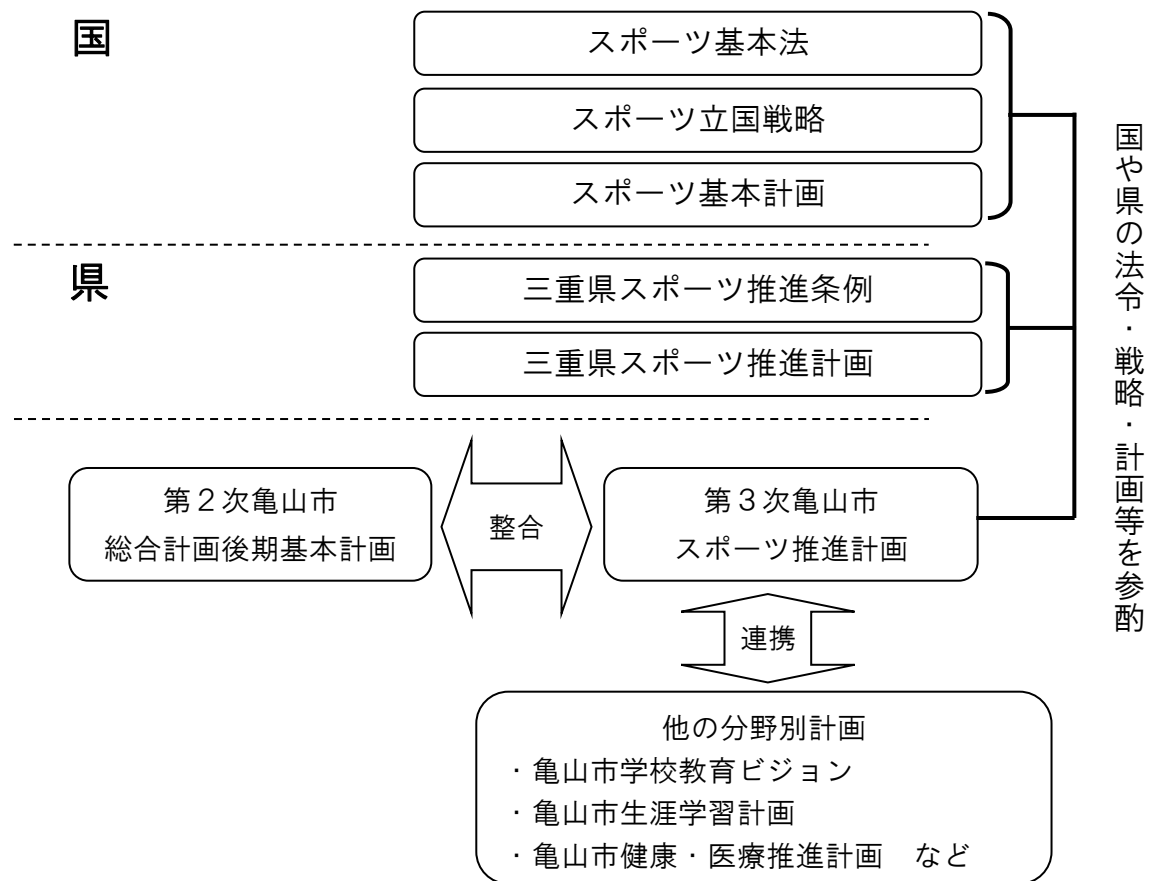
この間、国においては、平成29年に「第2期スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツを通じた共生社会等の実現」「経済・地域の活性化」「国際貢献に積極的に取り組む」という政策目標が掲げられました。平成30年には「スポーツ実施率向上のための行動計画～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～」が策定され、広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上のアプローチに加え、ビジネスパーソン、高齢者、障がい者等の対象に特化した取組が推進されています。令和元年には第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において「スポーツ・健康まちづくり」の項目が設けられ、様々な取組が進められています。さらに、令和3年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、スポーツへの参加意識が高まっています。

また、三重県では、平成31年に「第2次三重県スポーツ推進計画」が策定され、平成30年には全国高等学校総合体育大会が開催されました。しかしながら、令和3年の開催に向けて準備を進めていた第76回国民体育大会（三重とこわか国体）が新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となり、スポーツ推進の機運の醸成にマイナスの影響が生じる可能性があります。

そのような中、本市では前計画が令和3年度で終了することから、国や県の動向を念頭に置きつつ、これまでの成果と課題を整理し、市スポーツ推進審議会を中心に関連団体や関連部署からの意見等を踏まえ、地域活性化等の新たな視点を加えたスポーツ推進の基本的な方向性を示すため、第3次亀山市スポーツ推進計画（以下、「本計画」という。）の策定を行いました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づく地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画です。なお、本計画の策定に当たっては国の「スポーツ基本計画」や県の「三重県スポーツ推進計画」を参酌するとともに、本市の「第2次亀山市総合計画後期基本計画」との整合や他の関連する分野別計画との連携を図ります。



3. 計画期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	
第2次亀山市総合計画基本構想（9年間）									第3次亀山市総合計画基本構想（予定）						
前期基本計画（5年間）					後期基本計画（4年間）										
第2次スポーツ推進計画（5年間）					第3次スポーツ推進計画（5年間）										

第2章 前計画の成果指標の検証結果と評価

1. 前計画の成果指標の検証結果

前計画では、「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます」という目指す姿を実現するため、4つの基本施策を位置づけ、それぞれに成果指標を設定しています。

(1) スポーツ活動の充実

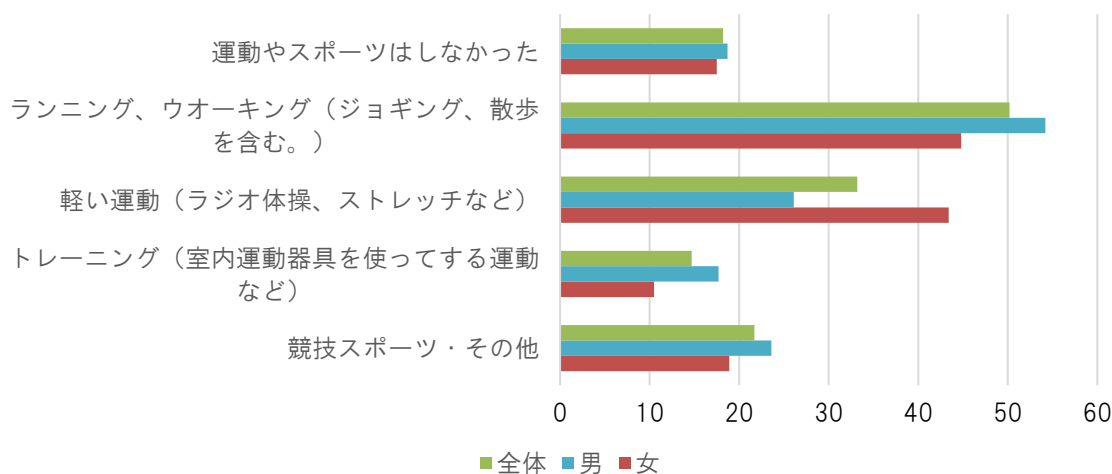
成果指標	現状値	目標値
成人の週1回以上のスポーツ実施率	42.4% (平成28年度調査)	50%以上 (令和3年度調査)

検証結果

令和3年度実施の「運動・スポーツの実施状況に関するアンケート調査」の集計結果によると、本市における「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は、55.8%で、前計画における目標値の50%以上を達成しました。これは、運動やスポーツをする頻度が増えた理由として、新型コロナウイルス感染症対策による日常生活の変化が多くなっており、その影響により運動不足を感じる人が増えて、気軽にできるランニングやウォーキングをはじめ、自宅等で体操やトレーニングを行う人が増加しているものと考えられます。

年度	平成18年度	平成23年度	平成28年度	令和3年度
実施率	33.2%	34.1%	42.4%	55.8%

あなたがこの1年間行った運動やスポーツは主に何ですか。
(複数回答可)



出典：亀山市（令和3年度）運動・スポーツの実施状況に関するアンケート調査

(2) スポーツを支える力の促進

成果指標	現状値	目標値
スポーツ関連団体の構成者数	4,754人 (平成27年度末)	5,000人 (令和3年度末)

検証結果

スポーツ関連団体の構成者数は、平成29年度から令和元年度までは前計画の目標値を達成したものの年々減少し、令和2年度は目標値を下回りました。これは、市スポーツ協会の加盟団体数の経年的な減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により総合型地域スポーツクラブの会員数が減少したことが要因です。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
構成者数	5,790人	5,499人	5,032人	4,423人

※スポーツ関連団体とは、市スポーツ協会、市スポーツ少年団、市レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ及び学校体育施設開放事業登録団体のことです。

(3) スポーツ文化の浸透

成果指標	現状値	目標値
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	19,900人 (平成27年度末)	21,000人 (令和3年度末)

検証結果

市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数は、平成29年度から令和元年度までは目標値を達成したものの、令和2年度は目標値を半減に下回りました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、スポーツ教室や大会が中止されたことが要因です。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者数	24,158人	26,211人	23,739人	11,930人

(4) スポーツの拠点整備

成果指標	現状値	目標値
市内の主な運動施設の利用率	72.0% (平成27年度末)	78.0% (令和3年度末)

検証結果

市内の主な運動施設の利用率は、平成29年度から令和元年度までは年々上昇して目標値に近づきましたが、令和2年度に下降しました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用制限のため、運動施設が断続的な開館となったことが要因です。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用率	72.1%	74.1%	75.6%	70.3%

※調査対象施設の利用日数の合計を、施設の開放日数(施設が工事等で利用できない日は除く。)の合計で除した数値を、利用率として算出しています。

【調査対象施設】

西野公園	体育館、野球場、運動広場、庭球場、プール
亀山公園	庭球場
東野公園	体育館、ソフトボール場、運動広場、ゲートボール場
観音山	テニスコート
関B&G海洋センター	体育館、プール
関総合スポーツ公園	多目的グラウンド

※体育館はトレーニングルームを含みます。亀山公園野外ステージ、会議室、ミーティングルームは、調査対象外としています。

2. 前計画の評価

前段の4つの成果指標に対する検証結果を踏まえると、前計画の基本施策における「スポーツを支える力の促進」「スポーツ文化の浸透」「スポーツの拠点整備」については目標値の達成には至りませんでした。いずれも令和元年から令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響が要因となっています。

一方、「スポーツ活動の充実」については、目標値を達成することができ、スポーツ推進に関する一定の成果を確認することができています。

第3章 基本理念

1. 目指す姿

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得など個人の生活を満ち足りたものにするだけでなく、人と人との交流、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、スポーツ産業の広がりによる経済的効果を社会に与えるなど、健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。

また、スポーツ技術や記録の向上に励み、スポーツの楽しさや喜びを味わうことは、年齢を重ねてもスポーツを継続したり、指導者として活動したりするなど、生涯にわたってスポーツに関わり続ける基礎となります。

本市においても、市民がスポーツに親しみ、またスポーツを楽しんで、健康で豊かな暮らしが営まれるよう、スポーツを推進していく必要があります。

本市は健康都市連合に加盟し、健康都市という考え方を取り入れて、市民と行政が協働のまちづくりを進めており、健康と密接な関係のあるスポーツは極めて重要なものと考え、本市のスポーツ文化が推進、創造されることを目指します。

【目指す姿】

市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます

2. 基本施策

上記の目指す姿を実現するため、今後5年間に取り組む4つの基本施策を位置づけ、それぞれに成果指標を設定します。

- スポーツ活動の充実 <するスポーツ>
- スポーツを支える力の促進 <支える（育てる）スポーツ>
- スポーツ文化の浸透 <観るスポーツ>
- スポーツのまちづくりと拠点整備

(1) スポーツ活動の充実

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、スポーツや運動を習慣づけることが重要であることから、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、市民が参加できるようなスポーツ教室やイベントなどの開催を促進します。また、幼少期からスポーツが習慣化するように、学校体育活動や安心安全なスポーツ環境を充実し、スポーツに取り組みやすくなるよう支援していきます。また、ニュースポーツやアーバンスポーツなど新たなスポーツスタイルへの支援に努めます。

成果指標	現状値	目標値
成人の週1回以上のスポーツ実施率	55.8% (令和3年度調査)	60%以上 (令和8年度調査)

【成果指標の検証方法】

「運動・スポーツの実施状況に関するアンケート調査」の集計結果により、本市における「成人の週1回以上のスポーツ実施率」の現状値は55.8%でした。令和8年度においても同様の調査を行い、目標の達成度を検証します。

※国の政策目標について

国の第2期スポーツ基本計画では、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度、週3回以上が30%程度となることを目標としています。

(2) スポーツを支える力の促進

市内には、スポーツ関連団体があり、それぞれの分野で様々なスポーツ活動を行っています。スポーツ関連団体の指導者等は、スポーツの下支えをしており、スポーツの魅力を伝えることや、競技スポーツにおける技術的な指導など様々な役割があります。スポーツ関連団体の組織や運営能力を強化し、参画している様々な競技スポーツ指導者の活動を活発にすることで、競技力の向上につなげていきます。

成果指標	現状値	目標値
スポーツ関連団体の構成者数	4,423人 (令和2年度末)	4,900人 (令和8年度末)

【成果指標の検証方法】

スポーツ関連団体とは、市スポーツ協会、市スポーツ少年団、市レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ及び学校体育施設開放事業登録団体等とし、成果指標の検証は、これらの団体の構成者数を合計して算出します。

(3) スポーツ文化の浸透

スポーツは、見ている人に夢や希望を与え、暮らしを豊かにしてくれるものです。また、スポーツを通じた交流は、地域の一体感や活力を醸成するなど、様々な効果が期待できます。市内では様々な主体によってスポーツ教室やイベントが開催されており、各種広報媒体による情報提供によって参加や観戦を促すとともに、競技スポーツを身近に感じられる機会を創出することで、観るスポーツへの関心を高め、豊かなライフスタイルを創出していきます。

また、スポーツの意義や競技の魅力などの幅広い情報を、各種広報媒体を活用して情報発信し、本市ならではのスポーツ文化が市内に浸透するよう働きかけていきます。

成果指標	現状値	目標値
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	11,930人 (令和2年度末)	24,000人 (令和8年度末)

【成果指標の検証方法】

市が主催する「壮年ソフトボール大会」や、スポーツ関連団体が主催する「市民スポーツ大会」や「亀山市駅伝競走大会」などの、スポーツ教室・大会の参加者数を合計して算出します。なお、スポーツ関連団体とは、市スポーツ協会、市スポーツ少年団、市レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ等とします。

(4) スポーツのまちづくりと拠点整備

国ではスポーツによる地域活性化や健康まちづくりが推進されていることから、本市でも、地域経済や観光との連携や、健康増進や介護予防等との連携を図っていきます。

また、スポーツの拠点となる運動施設及び、市民に身近な拠点である学校体育施設や公園等の利用促進を図るとともに、適切な整備充実に努めます。特に運動施設は、指定管理者制度による管理運営を行っており、指定管理者による様々な自主事業や、施設の維持管理によって、市民の利用しやすい環境づくりを行い、利用促進を図っています。

成果指標	現状値	目標値
市内の主な運動施設の利用率	70.3% (令和2年度末)	78.0% (令和8年度末)

【成果指標の検証方法】

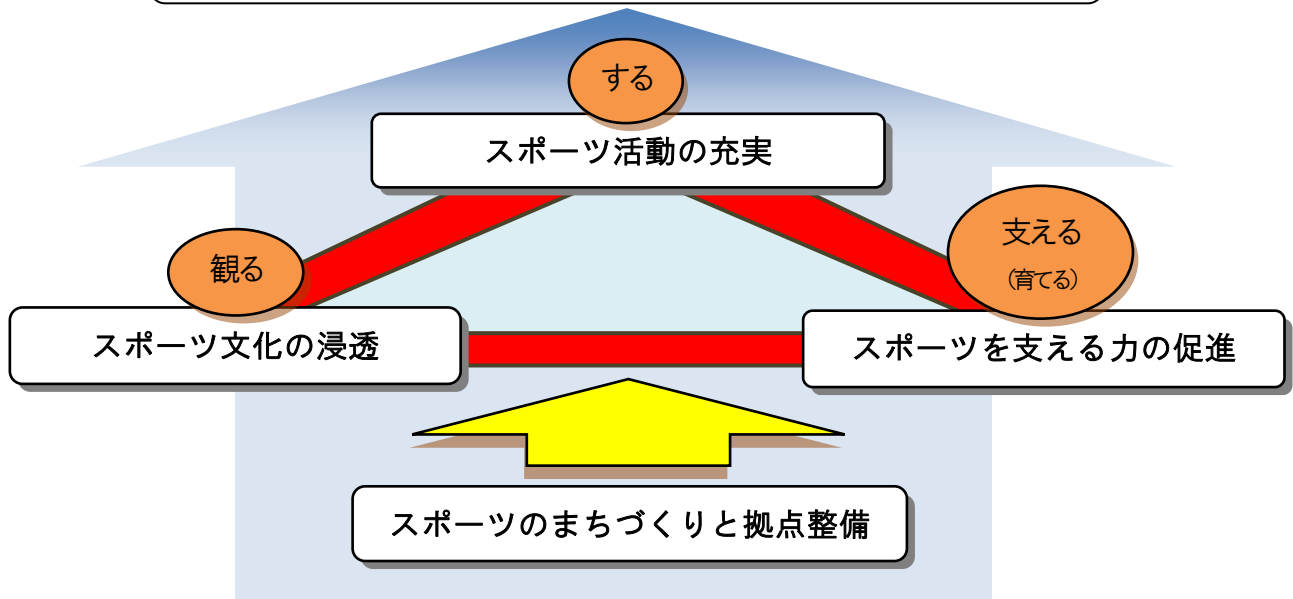
調査対象施設の利用日数の合計を、施設の開放日数(施設が工事等で利用できない日は除く。)の合計で除した数値を、利用率として算出します。

西野公園	体育館、野球場、運動広場、庭球場、プール
亀山公園	庭球場
東野公園	体育館、ソフトボール場、運動広場、ゲートボール場
観音山	テニスコート
関B&G海洋センター	体育館、プール
関総合スポーツ公園	多目的グラウンド

※体育館はトレーニングルームを含みます。亀山公園野外ステージ、会議室、ミーティングルームは、調査対象外としています。

施策展開のイメージ

市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます



3. SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までの国際目標で、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の「持続可能な開発目標」のことであります。

スポーツ庁においては、SDGsの達成にスポーツで貢献していくこととしており、スポーツが持つ人々を集める力や人々を巻き込む力を使って、SDGsの認知度向上や、社会におけるスポーツの価値の更なる向上に取り組んでいます。また、国連は「スポーツは持続可能な開発における重要な鍵となるものである」として、スポーツはSDGsの17のゴール(目標)すべての達成に向けた重要かつ有効な手段であるとしています。

このことから、本計画に基づき展開する各施策は、SDGsの達成に貢献するもので、基本施策や施策の内容ごとに関連性の強いSDGsの目標を示しています。



4. 施策の体系

【目指す姿】 市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます

【基本施策】

【施策の内容】

スポーツ活動の充実	誰もが参加できる スポーツ実施機会の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 ●新たなスポーツスタイルへの支援
	子どもの スポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり ●ジュニアスポーツの機運向上と活性化
スポーツを支える力の促進	スポーツ団体や 指導者の育成と 競技力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用
スポーツ文化の浸透	スポーツ情報提供の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信
	競技スポーツを 身近に感じられる 機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる機運の醸成 ●スポーツの魅力発信 ●スポーツイベントの開催に向けた企画
スポーツのまちづくりと 拠点整備	スポーツを活用した 地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域経済や観光との連携 ●健康増進や介護予防等との連携
	スポーツ施設の 整備と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●学校運動施設や公園の有効活用

第4章 施策の内容



基本施策：スポーツ活動の充実

1. 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実

現 状

本市では、スポーツ大会やスポーツ教室、運動会等に参加したり、健康づくりや体力づくりのために、ウォーキングや健康体操などの個人や少人数で、場所を選ばずに実施できるスポーツをしたりする人が多くなっており、誰もが気軽に参加できるスポーツの実施機会が増えています。

また、成人のスポーツ実施率は上昇している一方で、男性に比べて女性のスポーツ実施率は低くなっています。

市内には2つの総合型地域スポーツクラブが設立され、地域で様々なライフステージに応じて、幅広い世代の市民が楽しくスポーツに親しめる機会が提供されています。

さらに、誰でも手軽に楽しめるニュースポーツ^{※1}や、オリンピックの正式種目に採用されるなど、若者を中心に人気が高まっているアーバンスポーツ^{※2}など、市民が楽しむスポーツは多様化しています。

課 題

スポーツは、高齢者や障がい者の生涯にわたっての楽しみや充足感をもたらし、社会参加を促進する手段ともなりえることから、誰もが主体的にスポーツに親しむことができるよう支援が必要です。

育児や家事等でスポーツや運動を行えないという現状があるとともに、スポーツ関連団体や各種委員の女性登用率は低い水準にあるため、女性が参加しやすい環境づくりが必要です。

総合型地域スポーツクラブの活動の一層の充実と、ニュースポーツやアーバンスポーツの普及や環境づくり等、新たなスポーツスタイルへの支援が必要です。

●成人の週1回以上のスポーツ実施率

	平成28年度			令和2年度			令和3年度		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
亀山市	42.4%	50.5%	38.9%	—	—	—	55.8%	60.6%	49.0%
三重県	54.3%	59.6%	48.9%	—	—	—	52.8%	57.2%	48.5%
全国	42.5%	44.0%	41.0%	59.9%	61.8%	58.3%	—	—	—

出典：亀山市（平成28年度）スポーツに関する意識調査（一般市民向け）
 亀山市（令和3年度）運動・スポーツの実施状況に関するアンケート調査
 三重県（平成28年度）三重県議会の活動及びスポーツ、みえ森と緑の県民税についてのアンケート
 三重県（令和3年度）障がい者スポーツとスポーツ推進に関するアンケート
 スポーツ庁（平成28・令和2年度）スポーツの実施状況等に関する世論調査

※1 新たに考案されたり、古くからある競技スポーツを变形するなどしてできた軽スポーツの総称で、子どもから高齢者まで誰でも手軽に楽しめるのが特長。

※2 スケートボードやBMX、スポーツクライミングなどスタジアムやアリーナ等の施設を必要とせず、都市の街中の小さなスペースでも始められる「都市型スポーツ」のこと。

取組

ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供

- ◆健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めます。
- ◆誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携します。
- ◆高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。
- ◆生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取組による地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります。

障がい者のスポーツ参加の推進

- ◆障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境づくりに努め、参加を呼びかけます。
- ◆障がい者スポーツへの理解と関心を高め、障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会づくりに努めます。

女性のスポーツ参加の推進

- ◆子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを併設するなど、スポーツ環境づくりに努めます。
- ◆女性が、様々なスポーツ活動や、各種委員・スポーツ関連団体の運営へ参画するよう呼びかけます。

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- ◆クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。
- ◆クラブの円滑な運営に必要な熱意と知識・技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。
- ◆クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。

新たなスポーツスタイルへの支援

- ◆スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、市レクリエーション協会などの活動により、ニュースポーツやアーバンスポーツを普及するとともに環境づくりを図ります。



2. 子どものスポーツ環境の充実

現 状

本市では、子どもたちが体育の授業等を通して運動の楽しさや喜びを味わうことができる授業づくりが進められるとともに、小学校の放課後子ども教室ではスポーツや運動が実施され、身近で安心安全なスポーツや運動の場となっています。中学生の運動部活動については、参加する生徒に対してより良い指導が行われるよう、専門的な知識技術を持つ指導者による指導が行われています。

スポーツ少年団では、様々な種目のスポーツが行われており、全国大会等に出場するなど活発に活動が行われています。また、総合型地域スポーツクラブでは、子ども向けのスポーツ教室やイベントが盛んに開催されています。

しかし、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、中学2年生においては全国や県の平均値と同水準または上回る結果となりましたが、小学5年生の運動能力は若干低い水準にあります。

課 題

全国的に児童生徒の体力低下が懸念されており、本市でも運動能力調査結果が小学校において若干低い水準にあることから、運動の楽しさや喜びを感じながら運動能力を高めることができる体育の授業を充実させるとともに、地域の指導者と学校が連携し、子どもたちが専門的な指導を受けられる環境づくりが必要です。

また、安心安全に外遊びができる環境を整えるとともに、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動等を通して、多様なスポーツの体験機会を提供する必要があります。

一方で、一定のスポーツでは、全国大会等で活躍し優れた成績を収める児童生徒もあり、さらなるジュニアスポーツの機運向上と活性化を図る必要があります。

●体力合計点(8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点) (点)

	小学5年生(男子)			小学5年生(女子)			中学2年生(男子)			中学2年生(女子)		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1
亀山市	51.79	53.63	52.07	55.13	55.97	53.68	45.53	45.65	42.30	55.16	54.22	50.39
三重県	53.67	54.22	53.51	55.46	55.75	55.48	41.88	42.70	41.60	50.25	51.19	50.05
全国	54.16	54.21	53.61	55.72	55.90	55.59	42.11	42.32	41.69	49.97	50.61	50.22

出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

学校体育活動の充実

- ◆子どもたちが、体育の授業等を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫・改善を進めます。
- ◆子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「1学校（園）1運動プロジェクト^{※3}」など身体を動かす多様な活動に取り組むとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりに努めます。
- ◆子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「元気アップシート」など、家庭と連携した生活習慣確立への取組を進めます。

身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり

- ◆「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ少年団」、「放課後子ども教室」など、スポーツを通じて多くの地域の人々と関わり合いを持てるよう参加促進を呼びかけます。
- ◆幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携して、運動やスポーツの体験機会の提供を図ります。
- ◆子どもたちが安心安全に外遊びや運動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。

ジュニアスポーツの機運向上と活性化

- ◆ジュニアスポーツを応援する制度の創設に向け検討を行います。

※3 学校・園全体で、なわとびや集団遊び等に取り組む活動のこと

3. スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上

現 状

市スポーツ協会、市スポーツ少年団、市レクリエーション協会等の様々な団体が、それぞれの目的に沿った活動を行っています。

各地域から選出されたスポーツ推進委員は、誰もが気軽に行うことのできるスポーツの普及を行うとともに、県等が主催する指導技術の向上を目的とした研修会や、スポーツ医・科学に関する研修会等に参加しています。

また、市民のニーズに応じて、スポーツの指導を行えるよう生涯学習人材バンクを整備し、スポーツ指導者の活躍の場を広げています。

さらに、全国大会等に出場する選手に激励金や旅費補助金を支給するなど、地元アスリートの支援を行っています。

課 題

各種スポーツ団体や指導者は、スポーツを「支える（育てる）人」の重要な要素の一つであり、スポーツの魅力を伝えることや、競技スポーツにおける技術的な指導など様々な役割があります。そのため、各種スポーツ団体が実施している活動や事業を支援し、市民の参加を促す必要があります。また、各種スポーツ団体の構成員の高齢化が懸念される中、団体の組織強化及び運営力の強化のため、後継者の育成を行うことが重要です。

スポーツ庁や文部科学省では、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境づくりや、休日の部活動の段階的な地域移行について示されており、持続可能な部活動のあり方や連携について検討する必要があります。

また、指導を受けたいという市民のニーズに応えるために、スポーツ推進委員や人材バンク制度など、現行のスポーツ指導者に関する制度を活用しながら、指導者が活躍できる環境を整え、地域ぐるみで運動やスポーツを推進することが望まれます。

加えて、市民のスポーツ活動の多様化から、様々なニーズに対応するとともに競技スポーツレベルを向上させるため、安心・安全に指導が受けられるよう指導者向けの講習会や研修会の開催を支援する必要があります。

取組

各種スポーツ団体の育成・支援

- ◆各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な活動の支援に取り組むとともに、団体間の連携調整を図り、行政との協働を推進します。
- ◆各種スポーツ団体の広報活動や情報公開について、積極的に推進するよう働きかけ、必要に応じて助言を行います。

指導者の育成支援と登録・活用

- ◆各種スポーツ団体などに働きかけ、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者の育成を支援します。
- ◆学校における安全な体育指導及び運動部活動の推進のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう教職員など指導者の資質向上に努めます。
- ◆運動部活動における専門的な指導を充実するため、運動部活動支援員の効果的な配置に取り組みます。
- ◆休日の部活動の段階的な地域への移行を見据えて、市・学校・総合型地域スポーツクラブ等が連携を図り、中学生の体力維持・向上やニーズに応じた活動ができる環境づくりに努めます。
- ◆指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用が図られるよう、幅広く制度の周知を図ります。

スポーツ推進委員の活動の充実

- ◆スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を促進します。
- ◆スポーツ推進委員が、スポーツ活動のコーディネーターとして、積極的に地域に関われるような環境づくりに努めます。

競技スポーツレベルの向上

- ◆各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。
- ◆全国大会等に出場する選手等に激励金の支給を行うことで、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。

スポーツ医・科学の活用

- ◆各種スポーツ団体や指導者が、スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、スポーツ指導を行えるよう、積極的に習得する機会づくりを支援します。

4. スポーツ情報提供の充実

現 状

市民一人ひとりがスポーツをすることを特別なことと捉えず、日常生活の中で自然にスポーツに親しむ「スポーツ・イン・ライフ」を実践できるよう、広報紙やホームページ、ケーブルテレビやFacebookなど様々な広報媒体で、市やスポーツ関連団体等が主催するスポーツ教室やイベントの情報提供を実施しています。

また、健康に関する情報提供としては、自宅で継続して体操ができるよう健康体操カレンダーを活用するとともに、体操の動画をホームページで配信を行っています。

さらに、学校体育施設開放事業や、激励金支給制度などのスポーツ推進施策の活用が図られるよう情報提供を行っています。

市内のスポーツ団体においては、各団体において機関誌を発行しており、スポーツに関する情報発信を行っています。

課 題

アンケート調査でも、スポーツ施設の案内や利用方法、健康保持や体力の増進に関する情報を求める声が多く、年齢層によっては情報を収集する目的や手段が異なることから、「スポーツ・イン・ライフ」が実践されるよう、内容の充実とともに様々な広報媒体を通じて情報提供を行うことが必要です。

取組

スポーツ情報内容の充実

- ◆市や運動施設指定管理者、スポーツ関連団体が主催するスポーツ教室やイベント、研修会などの情報を積極的に発信します。
- ◆自宅で気軽に行えるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。
- ◆スポーツ関連団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。
- ◆運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。
- ◆激励金支給制度などのスポーツ推進施策について継続的に制度の周知を図ります。

各種情報媒体を活用した情報発信

- ◆既存情報媒体による市民に分かりやすく入手しやすい情報の提供を継続するとともに、新たな情報媒体の活用を検討します。
- ◆各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通じて、様々なスポーツ情報が提供されるよう支援を行います。
- ◆県や他市町と連携し、広域的な情報提供を図ります。



基本施策：スポーツ文化の浸透

5. 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出

現 状

本市では、平成25年度に第35回全国中学校ソフトボール大会、平成27年度に天皇賜杯第70回全日本軟式野球大会、平成30年度に全国高等学校総合体育大会（インターハイ）など、全国規模の大会が開催されています。

しかし、令和3年度に本市でウエイトリフティングと軟式野球の2種目の開催が予定されていた第76回国民体育大会（三重とこわか国体）が、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となり、スポーツ推進の機運の醸成にマイナスの影響が生じる可能性があります。

地元アスリートの活躍状況については、美し国市町対抗駅伝大会の際に、出場選手を紹介する特集ページを広報紙に掲載したり、スポーツ大会で優秀な成績を収めた方を、Facebookで紹介したりするなど、情報発信を行っています。

トップアスリートとの交流については、各種競技団体や運動施設指定管理者の主催によるイベントが継続的に開催されています。

また、亀山市駅伝競走大会は、市内をコースとしていることから、沿道から声援を送る姿が見られるなど、競技スポーツを身近に感じられる機会となっています。

課 題

国のスポーツ立国戦略にも示されている「観る」スポーツを推進するためには、スポーツの意義や重要性に対する理解を深めるための情報発信を行うことが必要です。三重とこわか国体は中止されましたが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、スポーツへの関心が一層高まるとともに、競技の解説や観戦の楽しみを情報発信することで、スポーツに親しむライフスタイルを創出し、推進していくことが重要です。

また、令和2年に江戸の道シティマラソンの開催が中止されるなど、市内で継続して開催されている各種スポーツ大会については、都市環境の変化や運営主体の高齢化等に対応するため、改善や工夫が必要です。

取組

市内のスポーツ大会を盛り上げる機運の醸成

- ◆市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが出場する競技会等について積極的にPRし、スポーツの楽しみや応援する喜びを感じられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。
- ◆市内で継続して行われている亀山市駅伝競走大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行います。

スポーツの魅力発信

- ◆スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や、競技ルール等の幅広い情報を提供します。
- ◆主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、市民に関心を持ってもらえるよう情報提供方法を工夫していきます。

スポーツイベントの開催に向けた企画

- ◆インターハイや国体の開催に向けて取り組んできたレガシーを活かしながら、スポーツツーリズム^{※4}や地域スポーツコミッション^{※5}の観点も取り入れつつ、スポーツイベントの企画に取り組みます。
- ◆子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会や、交流できる機会づくりを行います。

※4 スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行や、スポーツと観光を組み合わせた取組

※5 地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進していく組織の総称



6. スポーツを活用した地域活性化

現 状

本市は、高速道路が結節する交通アクセスの利便性や中部・近畿両圏の中間に位置する地理的優位性の高い地域に位置するとともに、豊かな自然、歴史を伝える町並みや文化遺産、それらに育まれた市民文化など、数多くの貴重な観光資源に恵まれています。

県内外からも多くの人たちが本市を訪れ、スポーツ大会や合宿等で運動施設を利用しています。また、「亀山7座トレイル」の取組^{※6}が進められ、登山やトレッキングなどのアウトドアスポーツにも人気が集まっています。

世界保健機関（WHO）の健康都市連合に加盟する健康都市として、まち全体で健康寿命を延ばす取組を展開しています。

課 題

全国的にも、スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することでまちづくりや地域活性化につなげる取組が進められており、本市においても地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働することが必要です。

健康と密接な関係にあるため、運動やスポーツを通じた健康増進や介護予防に向けた取組を進める必要があります。

※6 鈴鹿川等源流域における市域を代表する7つの山々をつなぐ「亀山7座トレイル」を活用した新たな体験型観光として、7座のトレッキングコースを整備し、エコツーリズムを推進している。

取組

地域経済や観光との連携

- ◆スポーツを通じて地域の活性化や交流人口の増加を図るため、地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働する仕組みづくりを図ります。
- ◆地域のスポーツ資源を活用したスポーツ合宿の需要を取り込み、地域経済の活性化や活力ある地域づくりにつなげます。

健康増進や介護予防等との連携

- ◆生活習慣病予防や健康増進を推進するため、健康マイレージ事業や運動施設の運動教室の取組等を通じて、運動やスポーツの習慣化を図ります。
- ◆介護予防を推進するため、地域での介護予防教室やスポーツ関連団体の取組等を通じて、高齢者の運動機能向上を図ります。



7. スポーツ施設の整備と利用促進

現 状

本市では、運動施設の老朽化や市民のニーズに対応するため、施設の改修や修繕を計画的に行っています。近年では令和3年度の三重とこわか国体の開催に合わせて西野公園体育館や野球場の改修を行っています。

運動施設の管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を生かした管理運営の中で、様々な利用者サービスや、施設の利用促進のための幅広い層を対象とした自主事業が実施されています。また、インターネットを利用した公共施設予約システムを導入し、運動施設利用者の利便性の向上につなげています。

地域住民にとって身近なスポーツの拠点である、公園や学校体育施設は、快適に利用できるよう整備・維持に努めています。学校体育施設については、市内の小・中学校の運動場や体育館を夜間に開放しており、開放校ごとに学校体育施設開放運営委員会を組織して、利用団体の主体的な管理運営のもと、地域住民の日常的なスポーツ活動の場になっています。

課 題

アンケート調査の結果から、スポーツ施設が充実していると感じていない人が増えており、市民ニーズに応じた施設改修や設備の充実が求められています。また、運動施設の老朽化が進んでおり、照明設備のLED化など、施設の長寿命化に向けた調査・検討が必要です。

施設の利用促進を図るため、施設の利用方法をわかりやすく周知するとともに、公共施設予約システムの充実を図るなど、利用者の利便性を向上することが重要です。

大規模大会に向けて整備した施設の維持に努め、活用を図る必要があります。また、地域住民がスポーツや運動を楽しむ重要な拠点となっている、学校体育施設や公園などの身近な施設の活用を図ることが必要です。

●スポーツ施設が充実している（現状評価と取組の重要度）

	平成28年	令和3年
そう思う・ややそう思う	25.0%	23.7%
そう思わない・あまりそう思わない	27.6%	31.4%
重要・やや重要	64.0%	62.1%
重要でない・あまり重要でない	3.6%	5.0%

出典：（平成28年）第2次亀山市総合計画策定のためのアンケート調査結果報告書
（令和3年）第2次亀山市総合計画後期基本計画策定のための市民アンケート調査報告書

取組

市民ニーズに応じた運動施設の充実

- ◆市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。
- ◆運動施設の照明設備のLED化など、長寿命化に向けた検討を行います。
- ◆高齢者などが容易に集えるようコミュニティ系バスや乗合タクシー等の公共交通機関のほかに、大規模大会の開催時にシャトルバスの運行を検討するなど、運動施設への交通アクセスの確保に努めます。
- ◆高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進します。

運動施設の利便性の向上、施設利用の促進

- ◆公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう見直していきます。
- ◆市民が運動施設を公平に、快適に利活用できるよう、指定管理者制度による効果的な運営を図ります。
- ◆県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携し、スポーツの場の充実を図ります。
- ◆大規模大会に向けて整備した施設の維持に努め、活用の促進を図ります。

学校運動施設や公園の有効活用

- ◆地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。
- ◆地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう適切な維持管理に努めます。

第5章 推進体制

1. 計画の推進体制

本計画は、各施策に関係する、学校教育、生涯学習、健康づくり、高齢者福祉、まちづくりをはじめとする本市の幅広い関係部署間にわたる全庁的な体制に加え、各種スポーツ団体や運動施設指定管理者、関係機関をはじめ、地域、学校、企業などとの連携や協力により推進していきます。

2. 計画の評価と進行管理

本計画の評価は、亀山市スポーツ推進審議会で行い、計画に基づく成果や課題、施策の実績等を報告するとともに、計画の進捗について検証します。また、関連する分野が多岐に渡ることから、関連部署や団体の情報を収集しながら、計画の進行管理を行います。

令和8年度には、本計画に掲げた目標や施策の推進状況に対する最終的な分析や評価を行うとともに、様々な取組とその成果を、令和9年度以降のスポーツ施策に反映させていくこととします。

參考資料

1. 亀山市スポーツ推進審議会条例

平成17年1月11日

条例第75号

改正 平成18年3月31日条例第8号

平成21年12月25日条例第28号

平成23年9月30日条例第25号

(題名改称)

平成24年12月28日条例第36号

平成29年12月27日条例第21号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、亀山市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例25・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

(1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平23条例25・追加)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、スポーツに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(平23条例25・旧第2条線下・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平23条例25・旧第3条線下)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例25・旧第4条線下)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平23条例25・旧第5条線下)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活文化部において処理する。

(平18条例8・平21条例28・一部改正、平23条例25・旧第6条線下、平24条例36・平29条例21・一部改正)

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定める。

(平23条例25・旧第7条線下)

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の亀山市スポーツ振興審議会条例の規定による委員である者は、改正後の亀山市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第38

号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成24年12月28日条例第36号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月27日条例第21号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2. 亀山市スポーツ推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏 名	所 属
会 長	豊田 利一	亀山市スポーツ協会
副会長	佐野 仁	亀山市スポーツ少年団
委員	小坂 平和	亀山市スポーツ協会
〃	斎藤 令子	亀山市スポーツ少年団
〃	小林 友子	亀山市レクリエーション協会
〃	中川 三郎	総合型地域スポーツクラブ
〃	箭吹 利博	総合型地域スポーツクラブ
〃	宮坂 辰男	亀山市スポーツ推進委員
〃	中村 愛	亀山市スポーツ推進委員
〃	奥川 清美	亀山市運動施設指定管理者統括責任者
〃	徳田 浩一	亀山市小中学校長会
〃	石井 伸子	三重県立亀山高等学校
〃	宇野 勉	亀山市教育委員会事務局学校教育課
〃	麻生 俊哉	亀山市健康福祉部地域福祉課
〃	豊田 昌子	亀山市健康福祉部長寿健康課

3. 亀山市スポーツ推進計画の策定経過

日 時	内 容
令和3年3月19日（金）	令和2年度第1回スポーツ推進審議会 ・ 計画策定の概要と策定手順等の説明
令和3年9月28日（火） ～10月7日（木）	令和3年度第1回スポーツ推進審議会 ・ 計画の骨子案について書面で意見聴取
令和3年10月21日（木） ～11月21日（日）	運動・スポーツの実施状況に関するアンケート調査の実施（アンケートシステムを使用し、安心めーると市ホームページで回答を受付）
令和3年11月29日（月）	令和3年度第2回スポーツ推進審議会 ・ 計画の素案について審議
令和3年12月22日（水）	亀山市教育委員会12月定例会 ・ 計画の素案について意見聴取
令和4年1月7日（金）	令和3年度第3回スポーツ推進審議会 ・ 計画の素案の答申について審議
令和4年2月16日（水） ～3月17日（木）	パブリックコメント（意見募集）の実施



第3次 亀山市スポーツ推進計画

令和4年3月

発行 / 三重県亀山市

編集 / 亀山市生活文化部文化スポーツ課

〒519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1

TEL : 0595-96-1224 FAX : 0595-96-2414

<http://www.city.kameyama.mie.jp/>